北海道告示第 10938 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模 小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成29年4月17日までに北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成28年12月16日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 岩見沢大和タウンプラザ 岩見沢市大和1条8丁目3番地ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 セントラルリーシングシステム株式会社 代表取締役 本多 貞直 札幌市中央区大通西 6 丁目 10 番地 1
- (3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
株式会社アルペン	午前 10 時	午前 10 時	午後9時45分	午後9時45分
株式会社ゲオ	午前 10 時	午前 10 時	午後9時45分	翌午前0時
株式会社ラルズ	午前7時	午前7時	翌午前0時	翌午前0時
株式会社大創産業	午前7時	午前7時	翌午前0時	翌午前0時
DCMホーマック株式会社	午前7時30分	午前7時30分	午後9時	午後9時
株式会社ツルハ	午前8時30分	午前8時30分	午後 10 時	午後 10 時
株式会社ユニクロ	午前9時	午前9時	午後9時	午後9時
株式会社チョダ	午前 10 時	午前 10 時	午後8時	午後8時
株式会社西松屋チェーン	午前 10 時	午前 10 時	午後8時	午後8時
有限会社松重時計眼鏡店	午前 10 時	午前 10 時	午後 10 時	午後 10 時
株式会社タザワ	午前9時	午前9時	午後8時	午後8時

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

午前6時から午後10時まで

(変更後)

- (ア) 荷さばき施設①-a、②-a、②-b、②-c、③-a、③-b、④、⑤、⑥、⑦、⑧ 午前6時から午後10時まで
- (イ) 荷さばき施設①-b24 時間

- (4)変更する年月日平成28年12月8日
- (5) 変更する理由

株式会社ゲオの営業時間及び荷さばきを行う時間帯を変更するため。

2 届出年月日

平成28年11月30日

- 3 届出書等の縦覧
 - (1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成28年12月16日(金)から平成29年4月17日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、岩見沢市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は 岩見沢市へ問い合わせること。